

環境行動計画



令和5年9月

水がささえる豊かな社会



独立行政法人 水資源機構

環境行動計画 目次

第一章 環境行動計画

1. 事業と環境の関わり	1
2. 環境方針	2
3. 概要	3
4. 計画期間	3

第二章 環境保全の取組

基本方針1 環境保全に配慮した取組の推進	4
基本方針2 環境負荷低減の取組の推進	4
基本方針3 環境保全意識の向上	6
基本方針4 社会とのコミュニケーション	6
基本方針5 環境関連法令等の順守	6

第三章 環境保全の取組の仕組み・体制

1. 概要	7
2. 仕組み	7
3. 体制	8

第四章 取組の結果の公表

1. 環境報告書	8
----------	---



表紙のマークは、私たち（WE）水資源機構（JWA）の独自の環境マネジメントシステムである「W-EMS」のシンボルマークです。機構が管理する「水」と自然環境を象徴する「葉」をモチーフに、水や自然環境を保全していくことをイメージしたデザインです。

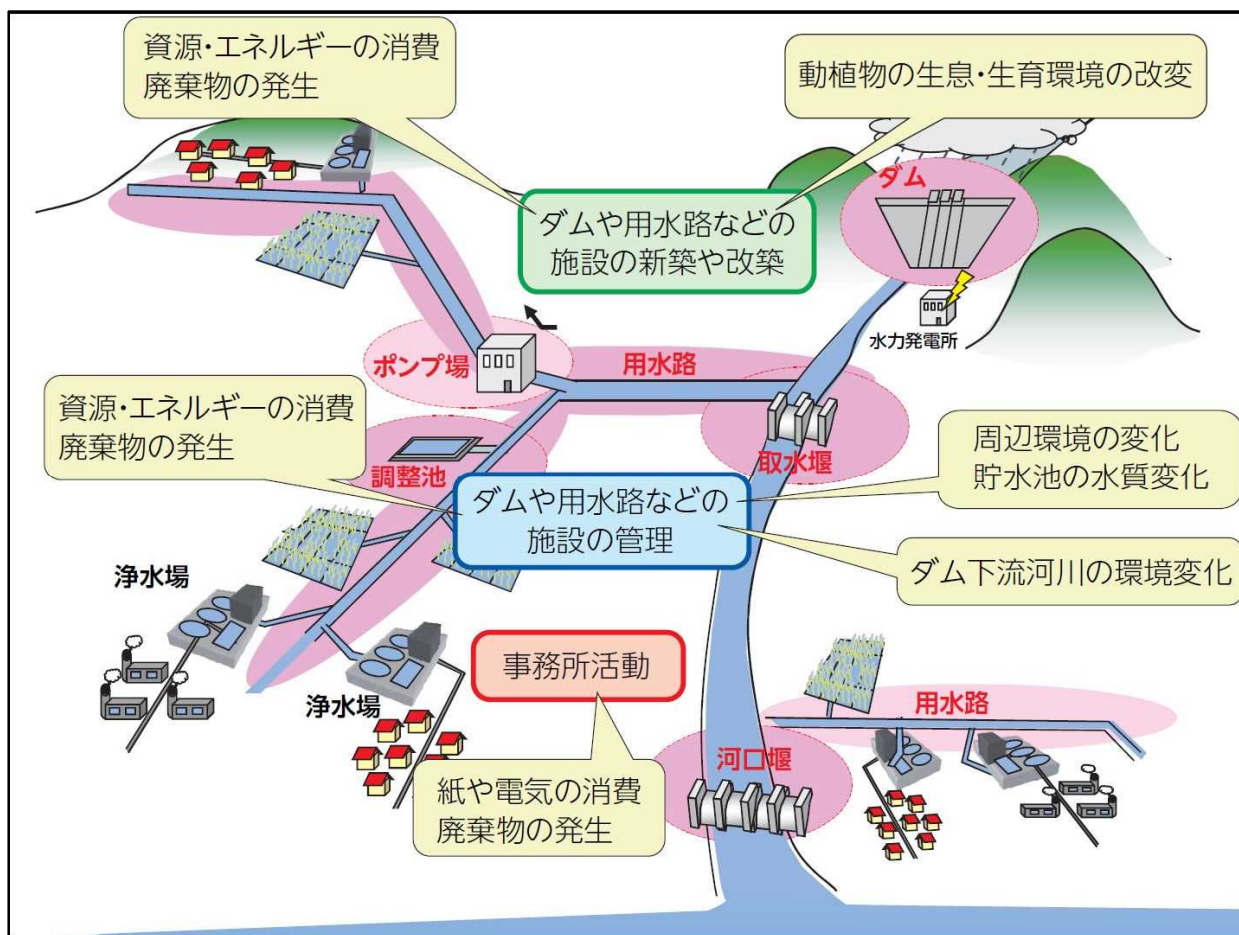
第一章 環境行動計画

1. 事業と環境の関わり

近年、地球温暖化、生物多様性の減少、有害化学物質や廃棄物に起因する汚染など地球規模から身近なものまで、様々な環境問題が顕在化しています。人類が、将来にわたり自然から得られる恩恵を享受し生存し続けるためには、環境問題に対し、行政、事業者、個人がそれぞれの役割を踏まえ、環境保全に資する取組を行っていく必要があります。

独立行政法人水資源機構（以下「機構」といいます。）は、全国7水系において、水道用水、工業用水、農業用水を安定的に供給し、人々の生活や産業を支えるとともに、洪水から人々の生命や財産を守るという役割を担っています。この国民生活や経済産業活動に欠かすことができない役割を果たすために、ダムや用水路などの施設の建設や管理業務を行っています。

施設の建設や管理業務の実施においては、下図のとおり自然環境への負荷や資源、エネルギーの消費を伴います。このため、事業の実施に当たっては、水質の保全、生物多様性の保全、人と自然との豊かな触れ合い、更には、良好な景観の形成、地球温暖化対策など様々な観点から環境保全に取り組んでいます。



2. 環境方針

機構では、環境保全の取組の基本となる理念や方針を環境方針として定めています。

環 境 方 針

【基本理念】

私たち水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム（W-EMS（ウィームス））を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。

【基本方針】

○環境保全に配慮した取組の推進

事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。

○環境負荷低減の取組の推進

建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、温室効果ガス削減の取組を進めます。

○環境保全意識の向上

環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。

○社会とのコミュニケーション

環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。

○環境関連法令等の順守

環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。

令和5年9月5日

独立行政法人 水資源機構

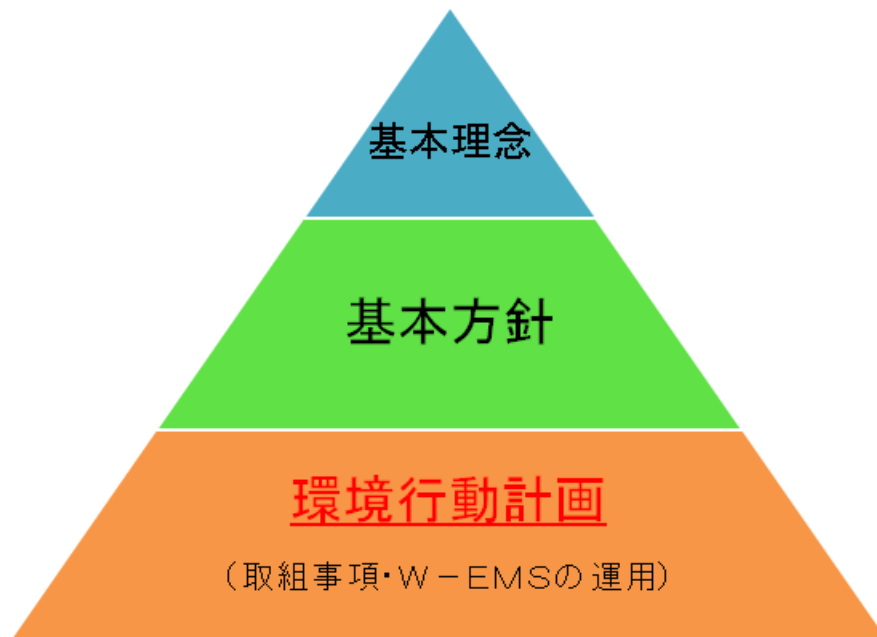
理事長 金尾 健司

3. 概要

本環境行動計画は、基本理念・基本方針の下、機構の事務・事業活動が環境に及ぼす影響の把握、評価及び改善を目的としています。

この目的を達成するために、機構の中期計画やこれまでの環境保全の取組の成果などを踏まえ、第二章のとおり環境保全に関する取組事項を実行していきます。

また、取組事項を推進するため第三章のとおりW－EMSを運用していきます。



4. 計画期間

本環境行動計画の期間は、令和5年度から次の環境行動計画の策定（令和7年度予定）までとしています。

第二章 環境保全の取組

基本方針 1 環境保全に配慮した取組の推進

事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。

■取組事項 1 自然環境調査・環境影響予測の実施、環境保全対策の実施

ダム、用水路などを建設し管理していくに当たって、事業の実施区域やその周辺における動植物の生息・生育環境などの自然環境や貯水池等の水質への影響を回避・低減するため、さまざまな環境保全の取組を行います。

■取組事項 2 ダム下流等の河川環境の改善

ダムができると、ダムの下流では、土砂供給量の減少や河川流量の平滑化によって、生物の生息・生育環境、景観など河川環境へ影響を及ぼすことがあります。河川環境保全の観点から、関係機関、利水者、地域住民等と協議を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流等の取組を積極的に推進します。

また、湖沼開発においては前浜の保全等の河川環境の改善を積極的に推進します。

■取組事項 3 水面巡視、水質調査等による日常的な水質情報の把握

安全で良質な水を供給するため、管理施設において、巡視、水質調査等を行うとともに、利水者もしくは他機関からの水質データの入手などにより日常的に水質情報の把握を行い、水質管理を的確に実施します。また、水質が悪化した場合及び水質事故の発生時には迅速に河川管理者、利水者及び関係機関への情報提供・共有を行い、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施し、その影響の回避・軽減に努めます。

基本方針 2 環境負荷低減の取組の推進

建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、温室効果ガス排出量削減の取組を進めます。

■取組事項 4 再生可能エネルギーの有効活用

既設の施設管理用水力発電設備や太陽光発電設備を適切に運用し、再生可能エネルギーの有効活用を図ります。また、設置可能な施設等に太陽光等の発電設備の設置を目指します。

■取組事項5 電気使用量、燃料使用量の削減等

庁舎の電気（照明、冷暖房機器、O A機器等）やガス類（給湯設備等）の使用量の削減など、執務環境に配慮しつつ、エネルギー使用量の徹底した削減に努めるとともに、LED照明等の導入を進めます。

また、公用車について、燃料使用量削減のために効率的利用や電動化の推進を図るとともに、運転に当たってはエコドライブを実践します。

設備更新に際しては、省エネ設備・機器等の導入を行っていきます。

■取組事項6 オフィス活動における紙使用量、廃棄物排出量の抑制

ペーパレス化など会議資料のより一層の簡素化、両面・集約印刷、使用済み用紙の裏面使用等により、用紙類の使用量の削減に努めます。

また、使い捨て製品の使用の抑制、ファイル類の繰り返し使用等により廃棄物の減量に努めるとともに、ごみの分別回収を徹底します。

■取組事項7 流木・刈草等のバイオマスの有効活用

ダム湖等に流入する流木や、施設周辺の刈草等を処分する際に、資材加工（チップ、堆肥等）し、施設管理等に使用するなど有効利用を図ります。

■取組事項8 建設副産物リサイクルの推進

循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を行います。

■取組事項9 環境物品等の調達、環境配慮契約法に基づく契約の推進

環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めます。ただし、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達します。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、電気の受給契約や公用車の購入・賃貸借契約において、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図ります。

基本方針 3 環境保全意識の向上

環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。

■取組事項 1 0 環境に関する学習会や研修の実施

職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、環境に関する学習会や研修を実施します。

基本方針 4 社会とのコミュニケーション

環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。

■取組事項 1 1 広報誌、ホームページ、イベント等での環境情報発信

環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書」、管理施設の水質調査結果等を取りまとめた「水質年報」を作成し、公表します。また、ホームページやSNS、広報誌、パンフレット、各種イベントなどを利用して、各事業に関するさまざまな情報を発信します。その中で、各事業の環境保全活動に関する情報も発信し、機構の環境保全への取組について、より多くの方々から理解が得られるよう努めます。

■取組事項 1 2 景観に配慮した施設整備

施設整備に際しては、周辺の景観と調和するよう形状や色彩等に配慮します。

■取組事項 1 3 水源地域等と連携した環境保全活動

地域社会の一員として、地元自治体や関係団体とともに施設周辺地域の環境保全活動（清掃等）に積極的に参加するほか、関係者と連携し、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する、流域内の森林保全の取組を推進します。

また、より良質な用水供給を行うために水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して、具体化に取り組みます。

基本方針 5 環境関連法令等の順守

環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や機構が定めた指針等を順守します。

■取組事項 1 4 環境関連法令等の順守

環境保全の取組にあたっては、該当する法令等や機構が定めた指針を順守します。

第三章 環境保全の取組の仕組み・体制

1. 概要

環境保全の取組を計画的かつ効果的に実施するためには、その効果を的確に把握し、必要に応じた見直しを随時柔軟に実施していくことが重要です。

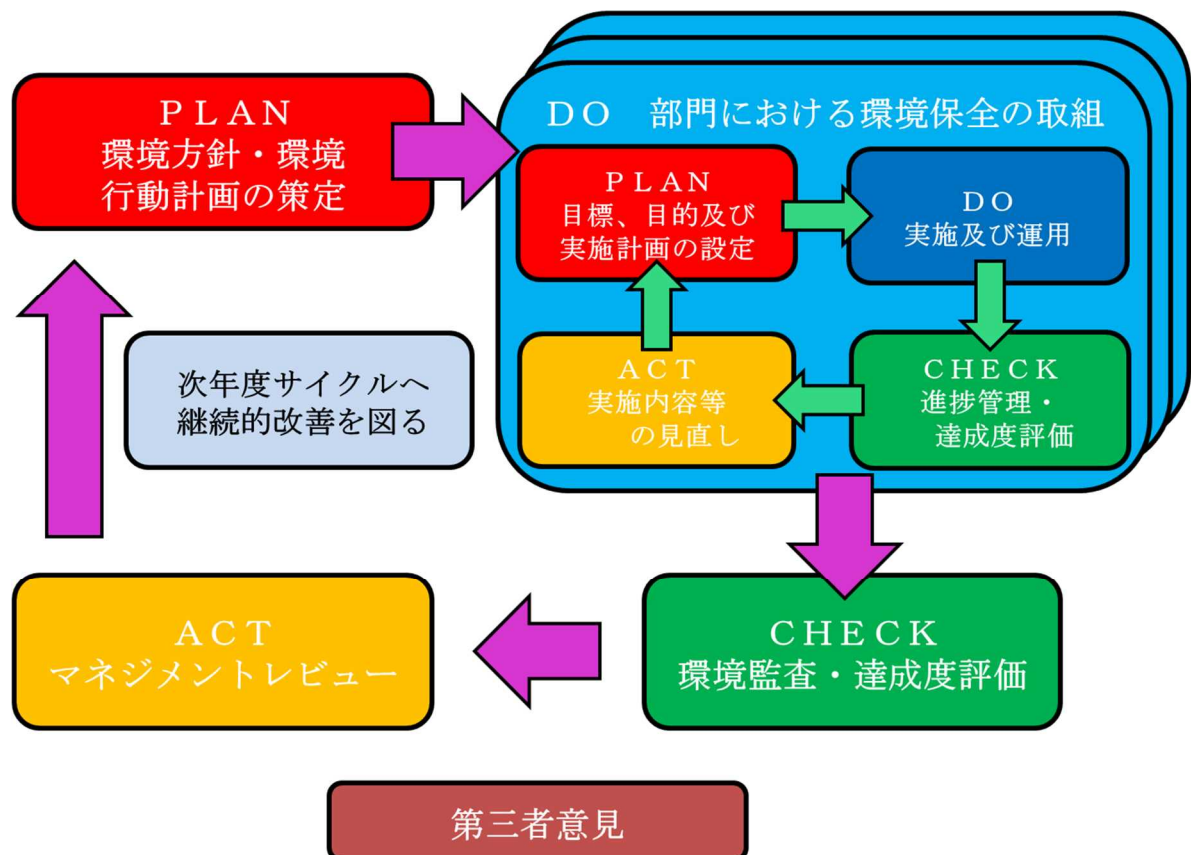
機構では、平成16年度から平成24年度までに段階的に全社でISO14001の認証を取得し、国際規格の品質を確保して、環境保全の取組を推進してきました。

平成27年度からは、その運用を通して培ったノウハウや得られた成果等をもとに、当該システムの機能及び品質を確保するとともに、運用の効率化を図った独自の環境マネジメントシステムであるW-EMS（ウィームス。以下「W-EMS」といいます。）を運用しています。

2. 仕組み

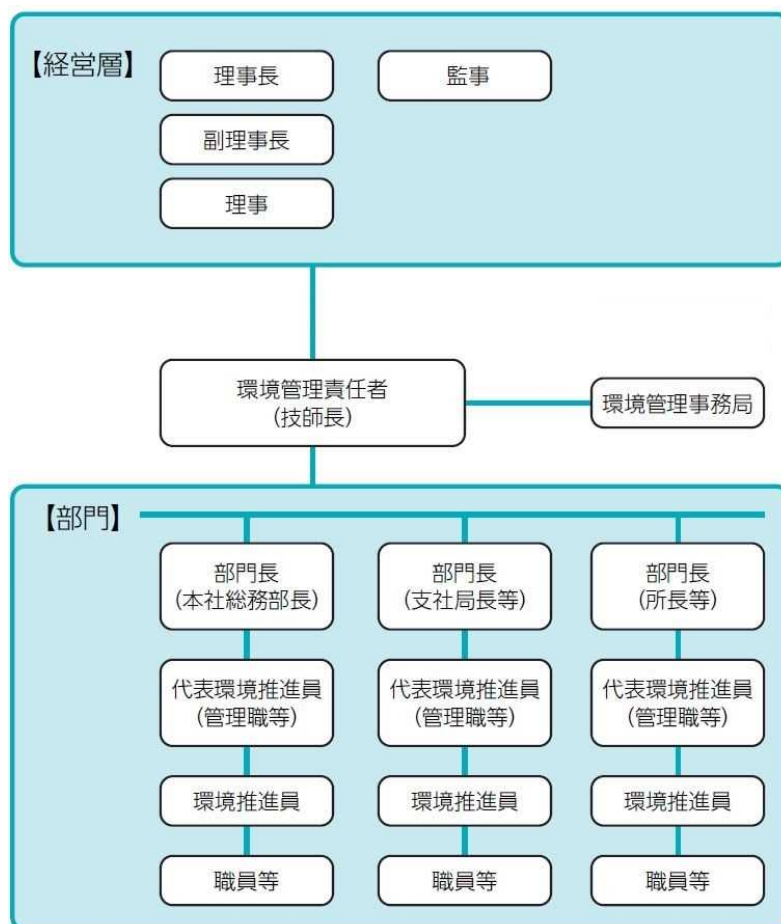
W-EMSでは、年度毎に計画・実施・点検・改善のPDCAサイクルを実施し、その結果を次年度のPDCAサイクルに繋げることにより、下図のように環境保全の取組を継続的に改善しながら達成していきます。

また、W-EMSに対する信頼性を確保するため、W-EMSの推進の仕組みの妥当性等について専門的知識を有する第三者からの意見聴取等を行い、W-EMSの見直しに活かしていきます。



3. 体制

環境保全の取組を計画的かつ効果的に実施していくためには、機構全体で取組を実施していく必要があることから、全ての事務所に環境推進員を配置するなど、下図のとおり全社的な体制を構築しています。



第四章 取組の結果の公表

1. 環境報告書

本環境行動計画に基づき実施された環境保全の取組は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき毎年作成している環境報告書に掲載しホームページにて公表しています。

